

県南広域振興局長告示第 65 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、大東町土地改良区（一関市）から役員の就退任について次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 18 日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 就任

(1) 理事

| | |
|---------|----------------------|
| 伊 東 一 和 | 一関市大東町鳥海字古戸前 41 番地 4 |
| 鈴 木 勝太郎 | 〃 〃 大原字勝善 60 番地 1 |
| 後 藤 凌 作 | 〃 〃 摺沢字菅生前 26 番地 |
| 高 橋 政 司 | 〃 〃 中川字川又 40 番地 |
| 芦 正太郎 | 〃 〃 渋民字八幡前 13 番地 |
| 芳 賀 光 雄 | 〃 〃 大原字鶴ヶ前 11 番地 |
| 小野寺 孝 彌 | 〃 〃 猿沢字倉林 90 番地 |
| 渡 邊 輝 男 | 〃 〃 大原字沼ノ沢 38 番地 |
| 小 山 昭 一 | 〃 〃 鳥海字西館 32 番地 1 |
| 菅 原 彦 一 | 〃 〃 猿沢字本木 130 番地 |

(2) 監事

| | |
|---------|-------------------|
| 小野寺 哲 也 | 一関市大東町猿沢字町方 13 番地 |
| 伊 東 清 | 〃 〃 中川字久保田 31 番地 |
| 松 田 守 | 〃 〃 大原字跡ノ沢 168 番地 |

2 退任

(1) 理事

| | |
|---------|----------------------|
| 伊 東 一 和 | 一関市大東町鳥海字古戸前 41 番地 4 |
| 鈴 木 勝太郎 | 〃 〃 大原字勝善 60 番地 1 |
| 後 藤 凌 作 | 〃 〃 摺沢字菅生前 26 番地 |
| 菊 池 徳 治 | 〃 〃 猿沢字倉林 97 番地 |
| 高 橋 政 司 | 〃 〃 中川字川又 40 番地 |
| 芦 正太郎 | 〃 〃 渋民字八幡前 13 番地 |
| 芳 賀 光 雄 | 〃 〃 大原字鶴ヶ前 11 番地 |
| 小野寺 孝 彌 | 〃 〃 猿沢字倉林 90 番地 |
| 渡 邊 輝 男 | 〃 〃 大原字沼ノ沢 38 番地 |
| 小 山 昭 一 | 〃 〃 鳥海字西館 32 番地 1 |

(2) 監事

| | |
|---------|-------------------|
| 小野寺 哲 也 | 一関市大東町猿沢字町方 13 番地 |
| 伊 東 清 | 〃 〃 中川字久保田 31 番地 |
| 松 田 守 | 〃 〃 大原字跡ノ沢 168 番地 |